

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業（2回目）の
申請受付について（「重点支援地方交付金」関係）
（申請期間は3月27日（金）まで）※令和8年3月2日付文書と同じ内容です

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府における標記支援事業につきましては、2月19日付府医発文書にて申請受付が開始される旨のご案内したところですが、現在、申請受付が始まっておりますので、本通知は、改めて当該事業に関して情報提供をするものです。

申請受付期間は3月27日（金）までとなっております。原則、大阪府ホームページ内の「大阪府行政オンラインシステム」からの申請が案内されております（郵送による申請につきましては、申請受付の開始後、下記の問い合わせ先または府ホームページにある「よくある質問（FAQ）」を参照ください）。なお、本事業に関してはベースアップ評価料の届出の有無は問われません。

貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

【支援対象】

（1）物価高騰対策一時支援金

- ・大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所

※ ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

（2）食材料費高騰対策一時支援金

- ・大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所）

【支援額】

施設区分	（1）物価高騰	（2）食材料費
病院、2床以上の有床診療所	30,000円×許可病床数	12,900円×許可病床数
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、 施術所、歯科技工所、指定訪問看護事業所	60,000円（1施設あたり）	

【支給要件】

- ① 令和8年1月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
- ② 申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

【申請期間】 令和8年2月24日（火）～ 3月27日（金）

【支給時期】 申請の審査完了後、順次支払を予定

【問い合わせ先】 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口

TEL：06-6944-6688

（電話受付時間：平日9時30分～12時15分／13時～17時30分）

【大阪府ホームページ（大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金について）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>

